

**JMRC 北海道互助会
規 則**

2004 年 4 月 25 日 改正

2007 年 4 月 8 日 改正

JMRC 北海道互助会規約（以下「規約」という）第 35 条の規定により、給付事業の実施について必要な事項をつぎのとおり定める。

（対象範囲）

- 第 1 条 規約第 4 条第 1 項及び第 2 項及び第 5 項の対象範囲は、競技会場敷地内における、競技開始日の受付から終了までの競技に関わる事故とする。但し、ラリーの場合は競技開始日の受付から終了までとする。
2. 規約第 4 条第 3 項及び第 4 項の対象範囲は、規約第 6 条第 1 項の加入申込書に記載された住所と行事等開催場所との移動中、及び行事等の関与中に発生した事故とする。但し、前項の対象範囲は含まれない。

（加入の申込み）

- 第 2 条 規約第 6 条第 1 項の年会費の額は、1,000 円とする。
2. 規約第 6 条第 1 項の加入申込みは、所属クラブ・団体を通じて払い込むこととし、至急の事情がある時は所属クラブ・団体を通じて互助会が私製した郵便振替払込取扱票を使用し郵便局の窓口へ提出するものとする。
3. 規約第 6 条第 3 項の年会費が払込まれた日は、当分の間郵便振替払込金受領書の受付日附印欄に押印された郵政官署印の日附とする。

（給付区分）

- 第 3 条 規約第 29 条第 2 項の給付区分は、同一人に対する同一年度内の給付限度額を 200 万円とし、これを 100%として以下に従う。
- | | |
|------------------------------------|-------|
| (1) 死亡（事故発生から 3 ヶ月以内に死亡したものを含む） | →100% |
| (2) 眼の障害 | |
| 両眼が失明した時 | →100% |
| 一眼が失明した時 | →60% |
| (3) 耳の障害 | |
| 両耳の聴力を全く失った時 | →80% |
| (4) 咀嚼・言語の障害 | |
| 咀嚼または言語の機能を全く失った時 | →100% |
| (5) 腕（手関節より上半を言う）・脚（足関節より上部を言う）の障害 | |
| 1 腕又は 1 脚を失った時 | →60% |
| (6) その他身体の著しい障害により終身自用を弁ずる事ができない時 | →100% |

- (7) 上記以外の障害を原因とする入院
(事故発生の日から連続して 7 日以上入院し 90 日を上限とする)
入院加療に要した日数×2,000 円を乗じて得た額
(この場合における加療に要した日数とは見舞金支払請求書に
添付された診断書に記載された入院日数をいう)
- (8) 上記を含む障害を原因とする通院
(事故発生の日から 180 日以内で 7 日以上通院し 60 日を上限とする)
通院加療した日数×1,000 円を乗じて得た額
- (9) 前各号に属さない軽微な障害
その都度理事会審査による決定に従う。

2. 規約第 29 条第 3 項の給付区分は、同一人に対する同一年度内給付限度額を 140 万円とし、これを 100%として以下に従う。

- | | |
|---|-------|
| (1) 死亡 (事故発生から 3 ヶ月以内に死亡したものを含む) | →100% |
| (2) 眼の障害 | |
| 両眼が失明した時 | →100% |
| 一眼が失明した時 | →60% |
| (3) 耳の障害 | |
| 両耳の聴力を全く失った時 | →80% |
| (4) 咀嚼・言語の障害 | |
| 咀嚼または言語の機能を全く失った時 | →100% |
| (5) 腕 (手関節より上半を言う)・脚 (足関節より上部を言う) の障害 | |
| 1 腕又は 1 脚を失った時 | →60% |
| (6) その他身体の著しい障害により終身自用を弁ずる事ができない時 | →100% |
| (7) 上記以外の障害を原因とする入院
(事故発生の日から連続して 7 日以上入院し 90 日を上限とする)
入院加療に要した日数×1,400 円を乗じて得た額
(この場合における加療に要した日数とは、見舞金支払請求書に
添付された診断書に記載された入院日数をいう) | |
| (8) 上記を含む障害を原因とする通院
(事故発生の日から 180 日以内で 7 日以上通院し 60 日を上限とする)
通院加療した日数×700 円を乗じて得た額 | |
| (9) 前各号に属さない軽微な障害
その都度理事会審査による決定に従う。 | |

3. 規約第 29 条の各号の給付区分で JMRC 共同共済会との関連で行う給付は JMRC 共同共済会の規則に従う。

(給付の請求及び支払い)

第 4 条 規約第 4 条第 1 項の給付対象者で規則第 3 条第 1 号から第 6 号までの給付対象者及び規約第 4 条第 2 項の給付対象者又は競技主催者は、事故発生後 14 日以内に事故報告書を互

助会に提出し、給付対象者は診断確定後 30 日以内に見舞金支払請求書に必要書類を添付し、当該競技会の主催者を經由して理事長に見舞金の支払請求をするものとする。

2. 規約第 4 条第 1 項の給付対象者で規約第 4 条第 2 項及び第 4 項の給付対象者は事故発生後直ちに事故報告書をこの互助会に提出しかつ 1 年以内に見舞金支払請求書に必要書類を添付し、理事長に見舞金支払請求をするものとする。
3. 規約第 4 条第 7 項及び第 8 項の給付は、道協運営委員会の審議を経て理事会で議決後常務理事が理事長に給付金の支払請求をするものとする。
4. 理事長は、前各号の支払請求を受けた場合は、調査のため特に日時を要するとき（その場合は、その旨を給付対象者に通知する。）のほか請求手続きを完了した日から 30 日以内に理事会の決議を経て見舞金及び給付金を支払う。
5. 規約第 4 条第 1 項の内、規則第 3 条第 1 項第 1 号から第 8 号までの見舞金及び規則第 3 条第 1 項第 9 号の見舞金を含む規則第 3 条第 1 項第 1 号から第 9 号までの同一人に対する同一年度内の見舞金は合わせて 200 万円を超えては支払われない。
6. 規約第 4 条第 1 項の内、規則第 3 条第 2 項第 1 号から第 8 号までの見舞金及び規則第 3 条第 2 項第 9 号までの見舞金を含む規則第 3 条第 2 項第 1 号から第 9 号までの同一人に対する同一年度内の見舞金は合わせて 140 万円を超えては支払われない。
7. 戦争その他の変乱により所定の見舞金及び給付金を支払う事ができない場合、理事会の議決を経て分割支払い、支払いの繰延べ又は削減をすることができる。
8. 規則第 3 条第 1 項第 7 号から第 9 号の給付対象者は、事故発生の日から 90 日を経過した後において見舞金の支払請求をすることができない。
9. 規則第 3 条第 2 項第 7 号から第 9 号の給付対象者は、事故発生の日から 60 日を経過した後において見舞金の支払請求をする事ができない。
10. 規則第 3 条第 3 項の給付対象者は、JMRC 共同共済会の規定に従う。
11. 規則第 4 条第 1 項及び第 2 項で給付の為に互助会が負担した調査及び申請書類の経費を申請者に対し負担を求める事ができる。

（給付を行わない場合）

第 5 条 次の各号に掲げる事実が発生したときは、給付をおこなわない。

- ・前条第 1 項及び第 2 項の書類に故意に不実の事を表示し、又はそれらの書類を偽造し若しくは変造したとき。
- ・犯罪行為をともなう場合で、理事会が給付を適当でないと認めたとき。

（異議申立及び再審査）

第 6 条 給付に関する理事会の決定に不服がある規約第 4 条第 1 項第 1 条から第 5 項の給付対象者は、理事会の決定があった事を知った日の翌日から 30 日以内に書面をもって理事長に対して異議の申立をする事ができる。この場合理事会は異議の申立を受けた日から 30 日以内に再審査をおこない、その結果を異議の申立した者に通知するものとする。

（請求の制限）

第 7 条 見舞金の支払請求を行おうとする者は規約第 6 条に基づき支払請求する時に互助会に加

入していなければ請求できない。

給付を受けようとする者は給付される 30 日前に互助会に加入している事が確認できなければ給付を受ける事はできない

但し、規則第 3 条第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号及び第 3 項は除く。